

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県地区農業普及事務所処務規程
- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
- 土地改良事業計画の認可
- 土地改良区設立認可
- 私立幼稚園ならびに私立各種学校の設置認可
- 学校法人の寄附行為認可
- 土地の立入測量

訓令

鳥取県訓令第二十三号

地区農業普及事務所

鳥取県地区農業普及事務所処務規程を次のとおり定める。

昭和三十一年十一月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県地区農業普及事務所処務規程

第一条 鳥取県地区農業普及事務所（以下「事務所」とする。）に次の職員をおく。

- 一 所長 一人
- 二 技術 吏員 若干人
- 三 その他の職員 〃

第二条 所長は、技術吏員をもつてあて、所務を総括し概ね次の事務を行う。

一 職員を指揮監督すること（人事の内申、昇給昇格に関するものを除く。）

二 知事の承認を得て職員（所長を含む）の担当町村の決定又は変更をすること

三 地区農業普及協議会、市町村、農業協同組合その他地区内団体に対する事務を処理すること

四 事務所備付備品の保全管理をすること。ただし、常時職員の使用に供する備品については、保全管理の

- 指導をすること
- 五 県有財産の管守に任ずること
- 六 災害報告をすること
- 七 特に指示した事項
- 2 所長が不在、または事故のあるときは、あらかじめ所長の指示する職員が所長の職務を行う。
- 3 技術吏員その他の職員は、所長の命を受け普及事業その他の事務に従事する。
- 第三条 職員は、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならない。
- 第四条 職員は、休暇、忌服、欠勤しようとするときは、あらかじめその事由を具した届書を提出して所長の承認を経なければならぬ。ただし病気のため引続き七日以上欠勤しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 所長は、前項ただし書の届書を受理したときは、そのつど知事に届書と共に報告しなければならない。
- 第五条 所長は、毎月各人毎の勤務報告書を取まとめ、

- 翌月五日までに知事に提出しなければならない。
 - 第六条 事務所には、次の簿冊を備えておかなければならぬ。
 - 一 出勤簿
 - 二 文書件名簿
 - 三 備品整理簿（鳥取県会計規則様式第六十六号）
 - 四 郵券受払簿様
 - 五 電話使用法
 - 六 消耗品交付簿（鳥取県会計規則様式第六十五号）
 - 第七条 この規程に定めのない事項は、そのつど知事の指示を受けなければならない。
- 附 則
- 1 この規程は、昭和三十一年十月十六日から適用する。
 - 2 鳥取県協同農業普及事業に従事する改良普及員勤務規程（昭和二十四年十二月鳥取県規則第百八号）は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第五百二十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、北条川土地改良区から新たに行うとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年十一月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間
昭和三十一年十一月七日から同年十一月二十六日まで
- 三 縦覧の期間
東伯郡北条町役場
- 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百二十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、福守土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年十月二十九日認可した。

昭和三十一年十一月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、日置谷土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年十月二十九日認可した。

昭和三十一年十一月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十八号
日野郡江府町大字杉谷、河上忠雄ほか十四人の者から申請のあつた杉谷土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年十月二十二日認可した。

昭和三十一年十一月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十九号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条ならびに同法第八十三条において準用する第四条の規定により、私立幼稚園、私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十一年十一月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂
設置することを認可した幼稚園

名称 所在地 設置者 認可年月日
佐治 八頭郡佐治村大字 上田礼之 昭和三十一年十一月一日
第二幼稚園 高山

設置することを認可した各種学校
名称 所在地 設置者 認可年月日
鳥取自動車 鳥取市安長外河原 安田通忠 昭和三十一年十一月一日
鳥取高等珠 御弓町五二 松田澄男
算学校 番地

鳥取県告示第五百三十号
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条の規定により、米子市錦町三丁目八九番地学校法人米子自動車学校の寄附行為を、昭和三十一年十一月一日付で認可した。

昭和三十一年十一月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂
鳥取県告示第五百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の土地に立ち入る旨、日本国有鉄道大阪工務事務所長から通知を受けた。

昭和三十一年十一月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 起業者 日本国有鉄道
- 一 事業の種類 山陰本線伯耆大山米子間日野川橋りよう改良事業
- 一 立ち入りの目的 測量ならびに調査
- 一 立ち入ろうとする土地の区域 米子市車尾、吉岡、夜見町
- 一 立ち入ろうとする期間 昭和三十一年十月二十六日から十一月十五日まで